

令和3年度 償却資産(固定資産税)の申告について

下田市

下田市の税務行政に関しましてご理解ご協力いただき厚くお礼を申し上げます。

さて、下田市内において事業用償却資産を所有されている方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくこととなっています。

つきましては、この記入要領をご覧のうえ、期限までに必ず申告をしていただきますようお願いいたします。

申告をしていただく方

令和3年1月1日現在で、下田市内において事業用の償却資産を所有している法人または個人。

申告期限

令和3年2月1日(月)

※期限厳守

[事務処理上、令和3年1月18日(月)までの提出にご協力をお願いいたします]

～～お知らせ～～

太陽光発電設備も償却資産に該当し、固定資産税の課税の対象となる場合があります。

以下の〈太陽光発電設備にかかる設置者および発電規模別の課税区分〉をご参考に所有されている太陽光発電設備の設置状況を確認してください。

〈太陽光発電設備にかかる設置者および発電規模別の課税区分〉

設置者	10kw以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kw未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人(住宅用)	<u>家屋の屋根などに経済産業省の認可を受けた太陽光発電設備を設置して発電量の全量分又は余剰を売電される場合は、売電するための事業用資産となり、</u> 発電に係る設備は課税の 対象 となります。	<u>売電するための事業用資産とはなりません</u> ので、償却資産としては課税の 対象外 となります。
個人(事業用)	個人の方であっても事業の用に供している資産については、発電出力量や、全量売電か余剰売電にかかわらず償却資産として課税の 対象 となります。	
法人	事業の用に供している資産になりますので、発電出力量や、全量売電か余剰売電にかかわらず償却資産として課税の 対象 となります。	